

【仕事場訪問】では、「いきいきリフォームチーム」の活動現場を訪問させていただき、そのチームの成り立ちやモットー、活動風景などを紹介します。

まずは、チーム登録第1号の「NPO法人てすりなごや」を紹介します。

### 1 チームの成り立ち

名古屋市高齢者就業支援センターで平成15年5月に開催された「NPO設立支援講習『手すり取付け施工者養成』」の受講をきっかけに、当時58歳から71歳までのシルバー世代15人が集まって活動を始めました。そのうち、大工等の経験者は3名とのことでしたが、高齢者のお手伝いができ、かつ自分の生き甲斐づくりにもなるということで、熱意をもって取り組まれています。

平成16年1月には、愛知県より特定非営利活動法人の設立認定を受け、県内452番目のNPO法人となりました。

### 2 モットーと主な活動内容

現在は手すりの取付けに加え、介護保険対象の住宅リフォーム工事全般、小改修、地震対策、防犯対策工事など、高齢者住宅で要求されるあらゆるニーズに対応する活動を行っています。

現場では、ユーザーに対し、工事に関する説明を丁寧に行い、良心的に接することを常に心がけているとのこと。また、代表理事である各務さんのお話を伺っているなかで、「お互いがお互いを

助け合うことによって、世の中が明るくなればよい。そのためにてすりなごやを使ってほしい」という言葉が印象的でした。



代表理事の各務武さん

### 3 現場を拝見

今回は、名古屋市内のHさん宅を訪問。玄関からトイレに至るまで、手すりが丁寧に取付けられ、楽に移動できるようになったそうです。お客様の笑顔を見ると、やりがいが出てきますね。



齢を重ねるごとに不安になっていた移動も、手すりをつけておけば安心ですね。



仕事の丁寧さが認められ、本来の仕事ではなかった玄関扉の取替えも頼まれました。

### Hさんのお話

- ・工事価格が市場の2割ほど安く、かつ、工事を適切にやってくれている。ありがたかった。
- ・手すりの設置工事は夏の暑い日だったが、朝早くから夜遅くまで熱心で、1日で終わることができた。手に職をもっている人がテキパキとこなしてもらい、誠意が伝わった。

### NPO法人てすりなごやの連絡先

〒462-0037

住所 名古屋市北区志賀町4-60-5

アーバンラフレ志賀 14-505

電話/ファクス 052-916-0642

## 介護保険住宅改修費Q&A その2

今回の「Q&A」は、前号にひきつづき「この工事は、住宅改修費支給の対象となるかどうか?」というテーマです。どうぞご利用ください。

Q. 2世帯住宅に居住する要介護等被保険者が、他方の世帯と共同で使用するトイレを和式から洋式に変更したいが、介護保険の住宅改修の支給対象になりますか、又はどのような手続きをしたらよいですか?

A. 複数の世帯が居住する住宅の改修については、いわゆる2世帯住宅などその住宅の形態のいかんを問わず、現に要介護等の認定を受けた被保険者が日常生活において和式トイレを使用し、疾病等により現状のトイレでは使用が困難な場合には支給対象となります。当然ですが、他の家族が洋式を希望しても、被保険者がトイレを利用しない場合は対象外です。又、住宅の所有者が被保険者と異なる場合は、所有者の承諾書が必要です。

Q. 住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は、支給対象になりますか?

A. これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への取替え」の工事を行う際に付帯する行為であることから、支給対象となると考えられません。

Q. 和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるために仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は支給対象となりますか?

A. 付帯して必要になる住宅改修は、便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設備費用は支給対象とはなりません。

Q. 住宅改修施工前に設置してある手すりの設置位置が悪いので、付け替える場合はどこまでが支給対象となりますか?

A. 要介護等被保険者の心身の状況からみて、現状では手すりの設置位置が適切ではないために手すりを付け替える場合は、要介護等被保険者の自立支援、介護者の負担軽減の観点から、手すりの取り付け費用はもちろんのこと、古い手すりの取り外し費用も付帯工事として、住宅改修費の支給対象となると考えられます。

※上記は一般的・共通的な解釈です。各市町村によって解釈が異なる場合がありますので、介護保険住宅改修担当の窓口で、念のため必ず確認してください。

### 【編集者より】「シリーズもの」の扱いの変更についてのお知らせ

本誌ではシリーズものを載せてきましたが、この号以降、目次のようにその番号を整理しました。「いきいきリフォームの知恵袋」は、第2号5-6頁を①、7頁を②、第3号1-2頁を③、第5号7頁を④、8頁を⑤とし、本号11頁を⑥としました。「住宅リフォーム事例」シリーズは本号で4回目になります。また、「かわら版」を別刷りとして2号までお届けしていましたが、本号からは本誌に組み込むことにいたしました。よろしくお願いたします。